

## 資質向上講習の関連条文について

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネルギー法」という）の規定により、特定事業者（又は特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者）は、エネルギー管理講習修了者から選任しているエネルギー管理企画推進者に、3年ごとに資質向上講習を受けさせなければならない。（同法第9条2項、同法第20条2項、同法第31条2項、省令第14条）

また、第一種指定事業者、第二種特定事業者、第一種指定連鎖化事業者、第二種特定連鎖化事業者、第一種指定管理統括事業者、第二種認定管理統括事業者、第一種指定管理関係事業者及び第二種管理関係事業者は、エネルギー管理講習修了者から選任しているエネルギー管理員に、3年ごとに資質向上講習を受けさせなければならない。（同法第12条第2項、同法第14条第2項、同法第23条第2項、同法第25条第2項、同法第34条第2項、同法第36条第2項、同法第42条第2項、同法第44条第2項、省令第32条）

ただし、資質向上講習の受講は、エネルギー管理士の免状の交付を受けた者を除く。

当講習は、エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員として選任されている方を対象とした講習で、**受講・修了したエネルギー管理講習(新規講習又は直近に受講された資質向上講習)の受講年度及び選任年度により受講する年度が異なります。**

詳しくは、「**資質の向上を図るための講習の期間（省令）**」と、「**エネルギー管理講習資質向上講習申込案内書**」をご確認ください。

## 法律：【エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネルギー法）】

### （エネルギー管理企画推進者）「特定事業者」

第九条 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる者のうちから、前条第一項に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐する者（「エネルギー管理企画推進者」という。）を選任しなければならない。

- 一 経済産業大臣又はその指定する者（以下「指定講習機関」という。）が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギーの使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者（以下省略）
- 二 特定事業者は、前項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理企画推進者を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理企画推進者に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理企画推進者の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。（以下省略）

### （エネルギー管理企画推進者）「特定連鎖化事業者」

第二十条 特定連鎖化事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、前条第一項に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐する者（以下この条において「エネルギー管理企画推進者」という。）を選任しなければならない。

- 二 特定連鎖化事業者は、第九条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理企画推進者を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理企画推進者に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理企画推進者の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。（以下省略）

### （エネルギー管理企画推進者）「認定管理統括事業者」

第三十一条 認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、前条第一項に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐する者（以下この条において「エネルギー管理企画推進者」という。）を選任しなければならない。

- 二 認定管理統括事業者は、第九条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理企画推進者を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理企画推進者に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理企画推進者の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。（以下省略）

### （エネルギー管理員）「第一種指定事業者」

第十二条 第一種特定事業者のうち前条第一項各号に掲げる工場等を設置している者（「第一種指定事業者」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している当該工場等ごとに、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、前条第一項各号に掲げる工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を管理する者（「エネルギー管理員」という。）を選任しなければならない。

- 二 第一種指定事業者は、第九条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理員に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。（以下省略）

#### (エネルギー管理員)「第二種指定事業者」

第十四条 第二種特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第二種エネルギー管理指定工場等ごとに、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、第二種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を管理する者（以下この条において「エネルギー管理員」という。）を選任しなければならない。

2 第二種特定事業者は、第九条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理員に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。（以下省略）

#### (エネルギー管理員)「第一種指定連鎖化事業者」

第二十三条 第一種特定連鎖化事業者のうち前条第一項各号に掲げる工場等を設置している者（以下この条において「第一種指定連鎖化事業者」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している当該工場等ごとに、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、前条第一項各号に掲げる工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を管理する者（以下この条において「エネルギー管理員」という。）を選任しなければならない。

2 第一種指定連鎖化事業者は、第九条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理員に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。（以下省略）

#### (エネルギー管理員)「第二種特定連鎖化事業者」

第二十五条 第二種特定連鎖化事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等ごとに、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を管理する者（以下この条において「エネルギー管理員」という。）を選任しなければならない。

2 第二種特定連鎖化事業者は、第九条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理員に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。（以下省略）

#### (エネルギー管理員)「第一種指定管理統括事業者」

第三十四条 第一種認定管理統括事業者のうち前条第一項各号に掲げる工場等を設置している者（以下この条において「第一種指定管理統括事業者」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している当該工場等ごとに、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、前条第一項各号に掲げる工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を管理する者（以下この条において「エネルギー管理員」という。）を選任しなければならない。

2 第一種指定管理統括事業者は、第九条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理員に経済産業大臣又

は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。（以下省略）

#### **(エネルギー管理員)「第二種認定管理統括事業者」**

第三十六条 第二種認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第二種管理統括エネルギー管理指定工場等ごとに、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を管理する者（以下この条において「エネルギー管理員」という。）を選任しなければならない。

- 2 第二種認定管理統括事業者は、第九条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理員に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。（以下省略）

#### **(エネルギー管理員)「第一種指定管理関係事業者」**

第四十二条 第一種管理関係事業者のうち前条第一項各号に掲げる工場等を設置している者（以下この条において「第一種指定管理関係事業者」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している当該工場等ごとに、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、前条第一項各号に掲げる工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を管理する者（以下この条において「エネルギー管理員」という。）を選任しなければならない。

- 2 第一種指定管理関係事業者は、第九条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理員に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。（以下省略）

#### **(エネルギー管理員)「第二種管理関係事業者」**

第四十四条 第二種管理関係事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第二種管理関係エネルギー管理指定工場等ごとに、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、第二種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を管理する者（以下この条において「エネルギー管理員」という。）を選任しなければならない。

- 2 第二種管理関係事業者は、第九条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理員に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。（以下省略）

## 省令：【エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則】

### (エネルギー管理企画推進者) (資質の向上を図るための講習の期間)

第十四条 法第九条第二項、第二十条第二項又は第三十一条第二項の経済産業省令で定める期間は、エネルギー管理企画推進者に選任されている者が法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日（エネルギー管理企画推進者に選任されている者が法第九条第二項、第二十条第二項又は第三十一条第二項に規定する講習を受けたことがある場合には、当該者が受けた当該講習のうち直近のものを受けた日）の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合には、エネルギー管理企画推進者に選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年とする。

- 一 法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理企画推進者に選任された者
- 二 エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を解任された後、当該者が受けた法第九条第二項、第十二条第二項、第十四条第二項、第二十条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項、第三十条第二項、第三十四条第二項、第三十六条第二項、第四十条第二項に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理企画推進者に選任された者

### (エネルギー管理員) (資質の向上を図るための講習の期間)

第三十二条 法第十二条第二項、第十四条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項、第三十四条第二項、第三十六条第二項、第四十二条第二項又は第四十四条第二項の経済産業省令で定める期間は、エネルギー管理員に選任されている者が法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日（エネルギー管理員に選任されている者が法第十二条第二項、第十四条第二項、第二十三条第二項、第三十六条第二項、第四十二条第二項又は第四十四条第二項に規定する講習を受けたことがある場合には、当該者が受けた当該講習のうち直近のものを受けた日）の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合には、エネルギー管理員に選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年とする。

- 一 法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理員に選任された者
- 二 エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を解任された後、当該者が受けた法第九条第二項、第十二条第二項、第十四条第二項、第二十条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項、第三十一条第二項、第三十四条第二項、第三十六条第二項、第四十二条第二項又は第四十四条第二項に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理員に選任された者

## 《資質向上講習を受講する期間について》

	講習を受けた日(選任者が資質向上講習を受けたことがある場合には、当該者が受けた当該講習のうち直近のものを受けた日)の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年とする。				講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して2年を超えた日以降に選任された者。選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して1年とする。	
	受講年度	受講後 1年目	受講後 2年目	受講後 3年目	受講後〇年目	〇年の次年度
①	●新規受講 ◎選任			■資質受講		
②	●新規受講	◎選任		■資質受講		
③	●新規受講		◎選任	■資質受講		
④	●新規受講				◎選任	■資質受講
⑤	■資質受講			■資質受講		

(受講者)

- ① 新規講習の受講年度に選任者となり、受講後3年目に資質向上を受講する。
  - ② 新規講習を受講後、1年目に選任者となり、受講後3年目に資質向上を受講する。
  - ③ 新規講習を受講後、2年目に選任者となり、受講後3年目に資質向上を受講する。
  - ④ 新規講習を受講後、3年以上経過してから選任者となり、次年度に資質向上講習をする。
  - ⑤ 資質向上講習を受講後、引き続き選任者で、受講後3年目に資質向上を受講する。
- ※資質向上講習の受講対象年度に、解任された後に再び選任された場合は、④の対応となります。